0 る業務の代理又は媒介を定める件(平成十八年)全、融、庁告示第四号) 労働金庫法第五十八条第二項第十三号及び第五十八条の二第一項第十一号の規定に基づく労働金庫及び労働金庫連合会が行うことができ

限る。 する信用事業 定する信用事業 ものに限る。 項第二号の事業を行うものに限る。 業務をいう。 行うものに限る。 工業協同組合連合会 同組合連合会 条第一項第四号の事業を行うものに限る。 中の業務 (水産業協同組合法 (昭和十八年法律第四十三号) 以下同じ。)、水産加工業協同組合 (信託業務に係る事業を除く。)) の代理又は媒介 以下同じ。)に係る事業を除く。)、 以下同じ。)が行う同法第五十四条の二第二項に規 (同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに (信託業務 (信託業務に係る事業を除く。) 又は農林中央金 以下同じ。 (同法第九十七条第一項第二号の事業を行う (昭和二十三年法律第二百四十二号) 第十一 (金融機関の信託業務の兼営等に関する が行う同法第十一条第二項に規定 以下同じ。)若しくは水産加 第一条第一項に規定する信 以下同じ。 (同法第九十三条第一 漁業協同組合 )、漁業協

に 二 告示第一条第十五号に掲げる者の次に掲げる業務(法第五十八 三 告示第一条第十五号に掲げる者の次に掲げる業務(法第五十八 三 告示第一条第十五号に掲げる者の次に掲げる業務(法第五十八 三 告示第一条第十五号に掲げる者の次に掲げる業務(法第五十八 三 告示第一条第十五号に掲げる者の次に掲げる業務(法第五十八

に掲げる業務を除く。)に掲げる業務を受託する契約の締結(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条各号ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項各号

限る。 法律 定する信用事業 ものに限る。 項第二号の事業を行うものに限る。 同組合連合会 条第一項第四号の事業を行うものに限る。 業務をいう。 する信用事業 行うものに限る。 庫の業務 工業協同組合連合会(同法第九十七条第一項第二号の事業を行う (水産業協同組合法 (昭和十八年法律第四十三号) 以下同じ。)、水産加工業協同組合 (信託業務に係る事業を除く。)) の代理又は媒介 以下同じ。)が行う同法第五十四条の二第二項に規 以下同じ。)に係る事業を除く。)、漁業協同組合 (同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに (信託業務 (信託業務に係る事業を除く。) 又は農林中央 以下同じ。 (昭和二十三年法律第二百四十二号) (金融機関の信託業務の兼営等に関する )が行う同法第十一条第二項に規定 以下同じ。)若しくは水産 第一条第一項に規定する信 以下同じ。 (同法第九十三条第 第十 漁業協

一 告示第一条第十六号に掲げる者の次に掲げる業務(法第五十八一 告示第一条第十六号 に掲げる業務に該当するものを除く。)の代理又は媒介条第七項に掲げる業務に該当するものを除く。)の代理又は媒介上六号)第三条第一項第一号に規定する信託に係る信託契約を 一 告示第一条第十六号に掲げる者の次に掲げる業務(法第五十八一 告示第一条第十六号 に掲げる者の次に掲げる業務

に掲げる業務を除く。)に掲げる業務を受託する契約の締結(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条各号ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項各号

のとする。 媒介で金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げるも二条 法第五十八条の二第一項第十一号に規定する業務の代理又は

まで及び第十二号を除く。)に掲げる者の業務の代理法人雇用・能力開発機構又は告示第二条各号(第一号から第七号へ独立行政法人住宅金融支援機構、国民生活金融公庫、独立行政

二 労働金庫、労働金庫連合会又は告示第二条第一号から第七号までに掲げる者の業務(農業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業(信託業務に係る事業を除く。)、漁業協同組合、漁業協同組合連合会が在業務に係る事業を除く。)又は農林中央金庫の業務(信託業務に係る事業を除く。))の代理又は媒介

某个条の二第三項に掲げる業務に該当するものを除く。)の代理又は一条の二第三項に掲げる業務に該当するものを除く。)の代理又は一 告示第二条第十二号に掲げる者の次に掲げる業務(法第五十八

く。)の締結
行規則第三条第一項第一号に規定する信託に係る信託契約を除第三条第一号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施イ 信託契約(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令

ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項各号

媒介で金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げるも二条 法第五十八条の二第一項第十一号に規定する業務の代理又は

第

のとする。

を除く。)に掲げる者の業務の代理発機構又は告示第二条各号(第一号から第七号まで及び第十三号位宅金融公庫、国民生活金融公庫、独立行政法人雇用・能力開

一 労働金庫、労働金庫連合会又は告示第二条第一号から第七号までに掲げる者の業務(農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業(信託業務に係る事業を除く。)、漁業協同組合、漁業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業(信託業務に係る事業を除く。))の代理又は媒介

媒介条の二第三項に掲げる業務に該当するものを除く。)の代理又は一条の二第三項に掲げる業務に該当するものを除く。)の代理又は三一告示第二条第十三号に掲げる者の次に掲げる業務(法第五十八

く。)の締結
行規則第三条第一項第一号に規定する信託に係る信託契約を除
第三条第一号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施

ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項各号

に掲げる業務を除く。)に掲げる業務を受託する契約の締結(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条各号

に掲げる業務を除く。)に掲げる業務を受託する契約の締結(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条各号